

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一304	承認日	2015.4.1	1/1
転籍出向に関する労使協定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

石川民医連労働組合（以下「組合」という）と公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢医療生活協同組合、一般社団法人ヘルスプランニング金沢、社会福祉法人やすらぎ福祉会（以下「法人」という）とは、組合員の転籍に関して次の通り協定する。

（目的）

第1条 この協定は、法人が事業の必要により組合員を石川民医連内の他法人もしくは全日本民主医療機関連合会等（以下「転籍先」という）に転籍させる場合の基本的な条件を定める。

（定義）

第2条 この協定において転籍出向とは、法人の命令により、転籍先に籍を移し、転籍先の業務に従事させることをいう。

（本人の同意）

第3条 法人は、転籍辞令の発令にあたり、あらかじめ本人の同意をえなければならない。

（期間）

第4条 転籍期間は3年を限度とするが、本人並びに当該法人の合意によって延長することができる。

（不利益取扱いの禁止）

第5条 法人は、転籍中の労働条件について不利益な取り扱いをしてはならない。復帰後も同様とする。転籍前の勤続年数は、当該労働者の勤続期間として通算する。

但し、やすらぎ福祉会への転籍については、賃金関係を除く労働条件の取り扱いについて今後労使協議を行うこととする。

また、全日本民主医療機関連合会等への転籍に関しては、その都度労使で確認し、文書に明記して定める。

（組合への通知）

第6条 法人は、転籍辞令を発令するときは、出向者の氏名を組合に通知する。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項、およびこの協定について疑義が生じたときは、法人と組合で誠意をもって協議して決める。

本協定は2002年4月1日より発効する。

2015年4月1日 一部改定